

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 11 月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900302号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900071号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年7月8日から平成6年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主に照会したものの回答を得られず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録のある34人に照会し、19人から回答があり、そのうち複数の者は、請求者の役職からして給与額はもっと高かったはずである旨回答しているものの、請求期間において請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを、当該回答からうかがうことができない。

さらに、オンライン記録において、請求者の請求期間における標準報酬月額について遡及訂正等の不合理な事務処理は見当たらない。

加えて、請求者は、給与明細書等を保有しておらず、ほかに、請求期間において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。